

令和7年度第8回庁議 会議録

[日 時] 令和8年2月17日（火）8時30分～9時30分

[場 所] 庁舎応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長、参与、各部局長及び危機管理監

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

(1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)

3 協議事項

なし

4 連絡事項

(1) 第六次長期総合計画の中間見直しの進捗状況・今後の予定について (企画部)

5 その他

1 市長あいさつ

2 議題

(1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)

市議会定例会提出議案について説明。

企画部から報告2件、一般議案1件、予算議案10件について説明。

議案第5号「第6次新居浜市長期総合計画基本構想の変更」について、六次新居浜市長期総合計画は、令和3年度から令和12年度までを計画期間としているが、中間年における今年度中間見直しを行い、新居浜市議会の議決事件に関する条例に基づき、議会の議決を求めるものである。基本構想の主な変更点は3点であり、1点目、将来都市像の具体的な説明文の中に、ウェルビーイングを実感できるまちを目指していくことを明記したほか、従来設定していた2030年の目標人口111,000人を、105,000人に下方修正している。2点目、今回の見直しにあわせて、総合戦略、シティブランド戦略、行政改革大綱を長期総合計画に包含することとし、長期総合計画とそれらの戦略等

との関連について、記載内容を変更している。3点目、「10年後のまちの姿」として、設定しております成果指標、目標値について、令和7年度までの達成状況等を踏まえ、一部、目標値等の修正を行っている。

報告第1号については、「令和7年度新居浜市一般会計補正予算（第6号）」を令和8年1月13日付けで専決処分したものである。国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を活用した物価高対応子育て応援手当支給事業費及び地域商品券事業費の施策費について予算措置するもので、歳入歳出それぞれ9億9,096万9千円の追加である。

報告第3号については、「令和7年度新居浜市一般会計補正予算（第7号）」を令和8年1月23日付けで専決処分したものである。衆議院の解散に伴う衆議院議員選挙費について予算措置するもので、歳入歳出それぞれ4,747万3千円の追加となっている。

議案第20号から議案第25号までの6件については、令和8年度当初予算（案）である。

令和8年度当初予算（案）については、「子育て支援の充実」、「地域経済の活性化」、「防災能力の強化」を三本の柱をとし、第六次新居浜市長期総合計画推進のための各種施策について予算措置を行っている。

令和8年度当初予算の予算規模、議案第20号「令和8年度一般会計予算」については、552億2,757万1千円で、対前年度比は18億1,173万5千円、3.4%の増となっている。

財政調整基金の残高については、令和8年度当初予算編成後は約16億5,000万円となる見込みである。

特別会計について、議案第21号、「令和8年度新居浜渡海船事業特別会計予算」については、2億1,451万9千円で、対前年度比は2,510万7千円、13.3%の増となっている。

次に、議案第22号、「令和8年度新居浜市平尾墓園事業特別会計予算」については、2,519万9千円で、対前年度比は106万4千円、4.1%の減となっている。

次に、議案第23号、「令和8年度新居浜市国民健康保険事業特別会計予算」については、106億1,323万1千円で、対前年度比は7億7,668万2千円、6.8%の減となっている。

次に、議案第24号、「令和8年度新居浜市介護保険事業特別会計予算」については、146億8,846万5千円で、対前年度比は14億724万5千円、10.6%の増となっている。

次に、議案第25号、「新居浜市後期高齢者医療事業特別会計予算」については、26億7,942万3千円で、対前年度比は3億4,963万円、15.

0%の増となっている。

特別会計全体としては、合計282億2,083万円7千円で、対前年度比は10億423万6千円、3.7%の増となっている。

議案第29号、「令和7年度新居浜市一般会計補正予算（第8号）」については、国の補正予算内示に伴う事業費補正、重点支援交付金を活用した指定管理者への光熱費等の支援、各種基金への財産運用収入等の積立、令和7年度決算見込みに伴う増額及び減額補正により、10億2,814万6千円の追加、補正後の予算総額は576億405万8千円となり、対前年度同期比は3億735万7千円、0.5%の増となっている。

議案第30号、「令和7年度新居浜市平尾墓園事業特別会計補正予算（第1号）」については、平尾墓園管理基金の運用収入の積立により、17万4千円の追加、補正後の予算総額は2,643万7千円となり、対前年度同期比は260万1千円、9.0%の減となっている。

議案第31号、「令和7年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」については、国民健康保険財政調整基金の運用収入の積立により、21万2千円の追加、補正後の予算総額は113億9,222万2千円となり、対前年度同期比は4億6,433万8千円、3.9%の減となっている。

議案第32号、「令和7年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」については、介護保険事業に係るシステム改修費、介護給付費準備基金の運用収入の積立等について予算措置するもので、713万2千円の追加、補正後の予算総額は139億7,937万9千円となり、対前年度同期比は2億5,009万1千円、1.8%の減となっている。

経済部から報告1件、条例議案2件について説明。

報告第2号「専決処分の報告」については、「損害賠償の額の決定」について、令和8年1月14日専決処分したので報告するものである。

令和7年10月17日、南小松原町において、公用車が進行方向転換のため後進した際、相手方フェンスに接触、損傷させた事故にかかる損害賠償の額を、14万7,900円と決定したものである。なお、損害賠償の額については全額JA共済から支払われている。

議案第13号、「新居浜市中小企業振興条例の一部を改正する条例」の制定については、現行の条例は、本年3月31日をもって失効となる。これまで、本条例の補助事業により、市内中小企業の経営の安定に資するよう支援を行ってきたが、今後も生産人口の減少が続くものと見込まれており、今回の改正においては、人材確保の取組への支援を中心に、補助事業の見直しを行うとともに、本条例を令和11年3月31日までの3年間延長しようとするもので

ある。

改正の主な内容については、まず、人材確保を支援する観点から、外国人材活用支援事業などの複数の事業を、第13条人材確保事業に統合し、補助率を100分の50以内、30万円を限度に補助するものである。

第14条企業価値向上事業を新設し、工場見学やオープンファクトリーを開催した場合に補助率100分の50以内、30万円を限度に補助するものである。

第15条住宅環境整備事業を新設し、市外転入従業員に対し住宅環境を整備した場合、補助率100分の50以内、従業員1人につき月額2万円限度に補助するものである。

生産性向上の支援を強化する観点から、第12条の2デジタル技術導入事業を新設し、補助対象経費50万円以上の事業に対し10万円を補助するものである。

第11条市場開拓及び催し物等事業のうち、催し物事業を廃止する。また、現行第4条共同施設設置事業、第5条の2空き店舗活用事業、第10条の2資格取得事業、第14条の労働環境改善事業について廃止するものである。

なお、この条例は、附則第1項の改正規定を除き、令和8年4月1日から施行したい。

議案第14号「新居浜市企業立地促進条例の一部を改正する条例」について、企業立地促進条例については、平成14年4月に施行以降、一部改正を9回行ってきたが、本年3月31日限りで失効となる。この間、本条例に基づく奨励措置により、本市への企業立地に一定の成果があった。財政状況の厳しい中ではあるが、引き続き新規立地や既存企業の更なる設備投資を促進し、制度の持続性を確保するため、交付要件の見直しや交付限度額の引き下げ等の措置を講ずるとともに、令和11年3月31日まで3年間延長しようとするものである。

改正の主な内容については、まず、第2条で、用語の定義の整理を行い、第4条で、用地取得奨励金を廃止、第7条で、奨励措置を受けることができる企業の投下固定資産総額の要件を、一般企業は10億円以上、製造業及び電気ガス熱供給水道業以外の企業は5億円以上、中小企業者は5千万円以上とするものである。

次に第11条で、奨励金総額が5千万円を超える場合、10年以内の期間に分割交付することとし、単年度の奨励金額の上限を、従来の1億円から5千万円または奨励金総額に100分の10を乗じて得た額のいずれか高い額に改めるものである。

市内企業活用奨励金の交付要件については、新設のみを対象とするとともに、限度額を5千万円に引き下げるものである。

次に、成長分野促進奨励金について限度額を1億円に引き下げるものである。
また、市内企業活用奨励金について市が評価した額に市内企業の工事割合を乗じて得た額の100分の2.8以内の額に改めるものである。

次に、用地取得奨励金については削除、ICT 関連誘致奨励金については、新規雇用従業員等が2人以上の場合、12月分を限度とした月額賃借料と事業所開設費用との合計額の100分の50以内の額で、限度額は300万円に、新規雇用従業員等が2人未満の場合は、同じく12月分を限度とした月額賃借料と事業所開設費用との合計額の100分の30以内の額で、限度額は100万円にそれぞれ減額するものである。

なお、この条例は、附則第1項の改正規定を除き、令和8年4月1日から施行したいと考えている。

消防本部から報告1件、条例議案2件について説明。

報告第4号専決処分の報告について、本件は損害賠償の額の決定についてである。令和7年12月3日午前9時30分頃、職員が火災予防啓発活動の講習のため、使用していた相手方のプロジェクターを破損させた事故に係る損害賠償の額の決定について、令和8年1月26日、専決処分をしたので報告するものである。

損害賠償の額については、当事者との協議により、相手方プロジェクターの修理に要する費用18万8,100円と決定いたしましたものである。

条例議案第18号新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、消防団員等に対する公務災害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額を改めるため、新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正しようとするものである。

改正の内容については、損害補償に係る補償基礎額について、非常勤消防団員にあつては、別表に規定する額を階級及び勤務年数に応じてそれぞれ増額し、消防作業従事者等にあつては、最低額を9,700円から1万円に、最高額を1万4,500円から1万5,000円に引き上げるものである。

また、第5条第3項の配偶者の扶養に係る加算を廃止し、この扶養に係る加算額を383円から433円に引き上げるものである。

なおこの条例は令和8年4月1日から施行したいと考えている。

議案第19号新居浜市火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、対象火気設備等の位置構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、新居浜市火災予防条例の一部を改正するものである。

改正の内容については、既存のサウナ設備を一般サウナ設備とし、新たに規

制すべき火器設備として簡易サウナ設備を新設し、必要な技術基準等を規定するものである。

また、本市が住宅における火災予防のために、普及を促進すべき寄付に感震ブレーカーを追加するほか、所要の条文整備を行うものである。

なおこの条例は、令和8年3月31日から施行したいと考えている。

建設部から一般議案4件、条例議案1件について説明。

議案第1号「市道路線の認定」について、今回新たに認定しようとする市道路線は7路線で、うち5路線は開発道路で寄付を受けたもので、残る2路線は新居浜市の道路事業における道路を新たに市道として認定しようとするものである。今回の市道認定により、市道本数は1,179路線、総延長は約541kmとなる。

議案第2号から第4号までの3件は新居浜市庁舎大規模改修工事にかかる建築工事、電気設備工事、機械設備工事の「工事請負契約の変更」について一括で提案するものである。

工事実施にあたり詳細調査したところ、地下食堂及び天井裏の設備配管の改修実施には、天井の大部分の撤去が必要であることが判明したことから、地下食堂の営業及び空調施設の稼働時期を考慮して工事期間を「令和5年9月22日から令和8年3月31日まで」を「令和5年9月22日から令和9年3月31日まで」に変更しようとするものである。

議案第15号「新居浜市都市計画法に基づく開発許可の基準の緩和に関する条例」の制定について、都市計画法では一定規模以上の開発行為を行う際には公園等の設置が義務付けられており、現在は開発面積が0.3ヘクタール以上の開発行為にあっては、開発面積の3パーセント以上の公園等の設置を事業者が義務付けているが、政令の一部改正により条例による基準面積の緩和が可能となったことから、関係課による検討を行った結果、市内における公園等の整備が一定程度進展していること、開発区域内の居住者の利便性に影響を与えないこと及び小規模な公園等の維持管理費等の負担軽減が図れることから、都市計画法施工令第29条の2第2項の規定に従い、公園等の設置が義務付けられる開発区域の面積を1ヘクタール以上に緩和しようとするものである。

なお、この条例は、令和8年4月1日から施行したいと考えている。

福祉部から条例議案4件、追加条例議案1件について説明。

議案第6号「新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」の制定については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたことによる所

要の条文整備を行うもので、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。

議案第7号「新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例」の制定については、「子ども・子育て支援法施行令」の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたこと等による所要の条文整備を行うもので、この条例は令和8年4月1日から施行したいと考えている。

議案第8号「新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の制定については、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園及び幼稚園における虐待行為に係る引用法令を改めること等による所要の条文整備を行うもので、この条例は交付の日から施行したいと考えている。ただし、第2条第23号の改正規定は令和8年4月1日から施行したいと考えている。

議案第11号「新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の制定については、厚生労働省令で定める「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、乳幼児の健康診断の実施に関する基準を緩和するため、及び所要の条文整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもので、改正の内容としては、家庭的保育事業所等における乳幼児の健康診断について、母子保健法に規定する乳幼児健診が行われた場合にも、健康診断の実施を省略することができるよう基準を改めるものである。また、その他の改正については、所要の条文整備を行うものである。

なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。

追加提案予定の議案として、新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部施行に伴い、全世代・全経済主体が子育て世帯を支える仕組みとして子ども・子育て支援金制度が創設され、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険料の賦課基準に係る規定等の整備を行うとともに、保険料の賦課限度額及び所得の少ない被保険者に対する基準等を見直すため、国民健康保険法施行令が一部改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

改正の主な内容としては、まず、子ども・子育て支援金制度に係る条文の追加等で、保険料の賦課額に子ども子育て支援納付金賦課額が加わることを規定するとともに、子ども・子育て支援納付金の賦課総額、賦課額、保険料率及び賦課限度額について、新たに制定するため条文を追加する。また、18歳未満

被保険者の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の減額について新たに条文を制定するほか、低所得者の保険料の軽減、未就学児の被保険者均等割額の減額、出産被保険者の保険料の減額等の規定に、子ども・子育て支援納付金について規定を追加する等、子ども・子育て支援納付金が制定されることによる所要の条文整備を行う。

次に、国民健康保険料の賦課限度額の引上げについては、基礎賦課限度額を、66万円から67万円に引き上げるものである。なお、後期高齢者支援金等賦課限度額及び介護納付金分に係る賦課限度額の変更はない。新たに制定された子ども・子育て支援納付金賦課限度額は3万円と規定する。

次に、保険料の軽減判定所得基準の見直しについては、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数等に乘すべき金額を現行30万5千円から31万円に引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数等に乘すべき金額を現行56万円から57万円に引き上げるものである。

なお、この条例は、令和8年4月1日から施行し、改正後の条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用したいと考えている。

総務部から議案2件、追加提出予定の議案について説明。

議案第9号、「新居浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、改正の理由として、人事院勧告に伴う一般職の国家公務員の給与改定に準じて、交通用具使用者に対する通勤手当の改定及び駐車場等を利用する職員に対する通勤手当の支給を行おうとするものである。

まず、第10条第2項第2号は、交通用具使用者に係る通勤手当を、支給単位期間につき、6万6,400円を超えない範囲内で、自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額を支給しようとするものである。

次に、第10条第5項は、交通用具使用者のうち、駐車場等を利用する者に対し、支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で、1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額を支給するための規定を加えるものである。

そのほかの改正は、人事院規則の改正に準じて条文整備を行うものである。

なお、この条例は、令和8年4月1日から施行したいと考えている。

議案第10号新居浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、特別職の職員が退職の日の翌日に同一の特別職の職員となった場合において、本人の申し出により、通算して受給することを可能にする改正を行おうとするものである。

改正の内容は、第3条第4項について、現在任期ごとに退職手当を支給しているが、再任された場合において、本人から通算して受給したい申し出があつ

た場合、過去の任期分を合算して支給する規定を加えるものである。

なお、この条例は、令和8年4月1日から施行したいと考えている。

追加提出予定の議案について、説明。

人事議案5件は、いずれも任期満了に伴う新たな委員の選任等についてで、1新居浜市監査委員の選任、2新居浜市教育委員会の委員の任命、3新居浜市公平委員会の委員の選任、4新居浜港務局の監事の任命、の4件については議会の同意、5人権擁護委員の候補者の推薦については議会の意見を求めるものである。

教育委員会事務局から条例議案1件について、説明。

議案第12号、「新居浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の制定については、放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブにおいて、認定資格研修を修了していない者であっても、基礎資格を満たし、認定資格研修を修了することを予定している者を放課後児童支援員とみなす、みなし支援員について経過措置期間を延長するため、条例の一部を改正しようとするものである。

改正の内容としては、附則第2項の適用期限を令和11年3月31日まで延長しようとするものである。

なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。

上下水道局から条例議案2件、予算議案5件について、説明。

議案第16号、「新居浜市水道事業給水条例の一部を改正する条例」の制定については、施設の老朽化に伴う更新需要の増大、物価高騰等による事業コストの増加が見込まれる中においても持続可能な水道事業運営を確保するため、水道料金の額等の改定を行うとともに、災害などの非常時において、重要なインフラである水道給水装置を速やかに復旧させることが可能となるよう、工事が施行できる者の要件を国からの助言に従い、緩和しようとするものである。なお、料金改定に係る部分は令和8年10月1日から、工事施行の要件緩和に係る部分は条例公布の日から施行したいと考えている。

議案第11号、「新居浜市下水道条例の一部を改正する条例」の制定については、施設の老朽化に伴う更新需要の増大が見込まれる中、とりわけ汚水事業における一般会計からの補填割合を軽減し、持続可能な下水道事業運営を確保するため、下水道使用料の額の改定を行うとともに、災害などの非常時において、重要なインフラである排水設備等を速やかに復旧させることが可能となるよう、工事が施行できる者の要件を国からの助言に従い、緩和しようとするものである。なお、使用料改定に係る部分は令和8年10月1日から、工事施行

の要件緩和に係る部分は条例公布の日から施行したいと考えている。

予算関係議案5件を説明。

議案第26号、「令和8年度新居浜市水道事業会計予算」、議案第27号、「令和8年度新居浜市工業用水道事業会計予算」、議案第28号、「令和8年度新居浜市公共下水道事業会計予算」について、概要としては、資料の「令和8年度当初予算について」にあるように、水道事業については、事業費用が19億9,980万6千円、資本的支出が19億6,399万8千円の、合計39億6,380万4千円、公共下水道事業については、事業費用が40億379万3千円、資本的支出が40億6,684万4千円の合計80億7,063万7千円、工業用水道事業については、事業費用が1億9,949万6千円、資本的支出が3億4,389万5千円の合計5億4,339万1千円となっており、3会計の支出の合計は125億7,783万2千円と前年度比約3%の増加となっている。

次に、水道事業の主な事業としては、配水池及び基幹管路等の耐震化工事で、配水池は、滝の宮公園内にある、金子山1・2号及び1-2号配水池の内面防水塗装工事として、工事費1億2千6百万円を予定している。また、基幹管路等は、山根大通りの中筋町配水管、滝の宮送水場から金子山配水池への送水管、金子山配水池からの配水管など布設替工事として、工事費4億4千3百万円、漏水対策関連として、工事費2億3百万円を予定している。

次に、公共下水道事業の主な事業としては、継続費を設定し、令和5年度から老朽化対策として建替を実施している港町雨水ポンプ場の改築工事として、令和8年度分として、工事費5億4千7百万円を予定しており、令和8年5月末の運転開始を予定している。

また、汚水管渠の整備として、田の上一丁目や繁本町等で、工事費約2億3千万円、雨水管渠の整備として、桜木町や星原町等で、工事費約1億円を予定している。

次に、工業用水道事業の主な事業としては、地震対策として、高専通りに配水管の整備を進めており、令和8年度は工事費1億4千5百万円、延長315mを予定している。

議案第33号、「令和7年度新居浜市水道事業会計補正予算(第2号)」については、基幹管路等耐震化事業の実施に伴い、資本的支出の建設改良費に5,100万円を追加するものである。

内容としては、基幹管路にあたる宇高第1水源地から清住送水場への導水管の耐震化を実施するものである。

議案第34号、「令和7年度新居浜市公共下水道事業会計補正予算(第2号)」については、令和5年度から8年度までの4カ年の継続費を設定し、立て替え

工事をおこなっている港町雨水ポンプ場について、インフレスライド条項に基づく増額の変更が求められなかったことによる減額補正で、令和8年度分を2億9千4百万円減額し、事業費の総額を16億6千7百万円とするものである。

3 協議事項 なし

4 連絡事項

(1) 第六次長期総合計画の中間見直しの進捗状況・今後の予定について
企画部長より説明。

5 その他

なし